

会員各位

(一社) 北海道ビルメンテナンス協会
会長 岡田 知己

クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課を通じて、厚生労働大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知（令和2年12月8日付け生食発1208第1号）がありましたので、お知らせいたします。

記

【省令改正の概要】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則関係（抜粋）

第1改正の趣旨

「女性活躍加速のための重点方針2016」を踏まえ、建築物環境衛生管理技術者に係る免許証等の各種様式について、旧姓併記を可能とする等の改正を行うとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）で定める各種様式について、申請者等による押印を廃止すること。

第2 改正の内容

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

- ① 施行規則第9条第1項、第10条、第11条第2項及び第12条第2項の規定に基づく様式第1号から様式第4号までについて、免状に旧姓等を記載することを可能としたこと。
- ② 施行規則第9条第1項、第11条第2項、第12条第2項、第14条の4及び第18条の規定に基づく様式第1号及び様式第4号から様式第5号までについて、申請者等の押印を廃止すること。
- ③ 施行規則第3条の17及び第25条の16の規定に基づく登録校正機関及び清掃作業監督者講習等登録機関の登録等の状況の官報による公示について、厚生労働省ホームページへの掲載により公示を行うこととしたこと。

第3 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行となること。

(担当：嶋田 TEL：011-615-1100)